



農地利用最適化推進委員を再募集します（一部の区域のみ）。
 本年1月23日から3月6日に農地利用最適化推進委員の募集を行いました。定数に満たない区域がありましたので、下表のとおり再募集を行います。
 詳細については、市ホームページをご覧ください。市農業委員会までお問い合わせください。

区域及び募集人数	区域名	募集人数	区域名	募集人数
	四和地区	1	切田地区	2
	深持地区	1	藤坂地区	1
応募資格	20歳以上で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人			
募集要項・応募様式の配布	農業委員会事務局で配布します。（市ホームページからもダウンロードできます）			
応募方法	所定の応募様式に必要事項を記入し、持参または郵送により応募してください。自薦、他薦のどちらでも応募できます。他薦は20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要です。			
応募期限	6月26日(月)（郵送の場合は6月26日(月)必着）			
身分	市の特別職の非常勤職員（秘密保持義務あり）			
主な仕事	担当区域での農地利用の最適化のための実践活動（地域の農業者の話し合いの推進、農地パトロールや新規参入の支援活動など）を行います。			
任期	農業委員会が委嘱した日～平成32年7月19日			
報酬	月額30,000円			

農地利用最適化推進委員の再募集

農業後継者のための婚活イベントで 待望の「成婚」第1号



女性農業委員3人に囲まれて微笑む宮内さん夫妻（中央）。夫・雅弘さん、妻・智子さん

ブルーベリー交流会で カップル成立

市農業委員会の女性農業委員が中心となって活動している、市農業後継者対策協議会主催の「交流会第1弾ブルーベリー交流会」（平成26年8月2日開催）でカップルとなった二人。その後、約2年間の交際を経て昨年10月にめでたく入籍されました。待望の成婚第1号となります。祝金贈呈を兼ねて二人を訪ねました。

婚活イベントのフリー トークで意気投合

中泊町在住で会社員だった智子さんは農業経験なし。それが今では雅弘さんと二人で毎日午の世話をするのが日課。朝晩の餌やり、昼間の牛舎の掃除をこなしているとのこと。イベント当日のスナップ写真を二人に見てもらいました。

「懐かしいですね」と顔を寄せて笑みがこぼれる二人。「イベントは楽しかったですか」と聞くと、「とっても楽しかったです」と声をそろえて笑顔で答えてくれました。

イベント前半、二人は一度も同じチームにならなかったものの、後半のフリートークで意気投合しました。智子さんいわく、「終始笑っていたことが雅弘さんを選んだ決め手となりました」とのことです。「準備された食べ物が多過ぎてビックリしました」と交流会の率直な感想を振り返る雅弘さんに、一同大笑い。また、女性農業委員たちが牛を飼育していることもあり、共通の話題に花が咲きました。

終始笑顔が絶えなかった雅弘さんと智子さん。どうぞ末永くお幸せに！

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本

国民年金の支給額は夫婦二人で月額最高約13万円です。一方、高齢農家の生活費は夫婦二人で23～24万円が必要となる、とのデータがあります。不足分を農業者年金でカバーしましょう。

加入要件は①～③を満たす必要があります。
 ①年間60日以上農業に従事
 ②国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
 ③加入時に20歳以上60歳未満

★受給額シミュレーションが可能ですのでご相談ください。
農業者年金受給者の現況届は6月30日までに提出を

農業者年金を受給している人は、6月30日までに市農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。忘れずに市農業委員会か支所市民生活係へ提出してください。現況届が届いていない人、紛失した人、ご不明な人はお問い合わせください。

農地は適正に責任を持って管理しましょう

■農地転用は許可が必要です

◆農地転用とは
 農地を住宅や店舗、駐車場などで利用するなど農地以外の用途にすることです。

一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。登記地目が山林・原野などでも、現況地目が農地の場合は、許可の対象となります。

◆無断で転用すると
 許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに、原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることがあります。法人の場合はさらに厳しく、1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前にご相談ください。

■耕作せずに農地を放置してはいませんか

農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁茂や種子の飛び散り・病虫害の発生などにより周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄される恐れがあります。

相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は、納税猶予が取り消されたり、農業者年金が減額されたりすることがあります。

◆耕作できない場合は
 高齢や労力不足、あるいは農地を相続したが農業をしたことがないなどの理由で農地を放置していませんか。

農地中間管理機構の農地中間管理事業では、一定の条件に該当する場合は、同機構で農地の借り手を探しますので、お気軽に市農業委員会にご相談ください。